

令和4年3月22日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長

茂 松 茂 人

(公印省略)

高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策の延長について

平素より本会事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、高齢者については、施設に入所している者も含め感染した場合には、原則入院とされておりますが、病床ひっ迫時等について、やむを得ず施設内での入所を継続する場合、地域医療介護総合確保基金における更なる追加的支援が活用できることとされ、「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について（高齢者施設等における施設内療養に関する更なる追加的支援策等（令和4年2月21日付日医文書（介155）））としてお知らせしております。

今般、令和4年3月21日時点でまん延防止等重点措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、当該追加的支援を令和4年4月末日まで活用できることが示され、厚生労働省老健局より事務連絡が発出された旨、日本医師会より情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

＜担当＞大阪府医師会地域医療2課（安田）
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737
E-mail: t-yasuda@po.osaka.med.or.jp